

公立大学法人山梨県立大学保健センター長選考規程

(平成22年4月1日制定 法人第3208号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第32条第2項の規定に基づき、山梨県立大学保健センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期について必要な事項を定める。

(選考)

第2条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合にセンター長の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき
- (2) センター長が辞任を申し出たとき
- (3) センター長が欠けたとき

2 理事長は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかにセンター長の選考を開始するものとする。

(決定)

第3条 理事長は、専任の教授のうちから、学部長等の意見を聞いた上で、センター長を決定する。

(センター長の任期)

第4条 センター長の任期は2年とし、1回に限り再任することができる。

2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、センター長の選考に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成28年4月1日を任期の初日とするセンター長の選考は、第3条の規定にかかわらず、理事のうちから、学部長等の意見を聞いた上で決定する。また、その任期は1年とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。